

2020年10月2日

投資家の皆様へ

シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社

**「シュロダー中東／北アフリカ・ファンド「愛称：MENA（ミーナ）」」  
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「シュロダー中東／北アフリカ・ファンド」（以下「ファンド」といいます。）は、2007年8月に運用を開始し、信託財産の長期的な成長を目的として運用を行ってまいりましたが、ファンドの受益権口数の減少が続き、信託約款に規定した運用の継続が困難な状況となったため、以下の信託約款の規定に基づき、2020年12月4日をもって繰上償還するための手続きをとらせていただく予定ですので、お知らせいたします。

信託約款 第39条（信託の一部解約）第8項（抜粋）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が25億口を下回る  
こととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる  
ことができます。

2020年10月2日現在のファンドの受益者で繰上償還に異議のある方は、2020年10月2日から2020年11月2日までの間に、書面をもって異議を申し立てることができます。異議申立てをされた受益者の受益権口数が、2020年10月2日現在におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2020年12月4日をもって信託を終了いたします。

異議申立てをされた受益者の受益権口数が、2020年10月2日現在におけるファンドの受益権総口数の2分の1を超えた場合は信託の終了（繰上償還）は行いません。この場合、改めてすべての受益者に対して信託終了（繰上償還）とならない旨を記載した書面をお送りいたします。

繰上償還にかかる異議申立ての結果については、2020年11月4日にシュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社のホームページ（<http://www.schroders.co.jp/>）にお知らせを掲載いたします。

※2020年9月30日までの受付となる申込により取得された受益権を対象としております。

2020年10月1日以降の受付となる申込により取得された受益権、および2020年9月30日以前の受付となる申込により換金された受益権は今回の手続きの対象となりません。

取得のお申込みに際しましては、上記の繰上償還の内容を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

投資信託の運用につきましては、今後とも投資家の皆様のご期待に添えますよう万全を期して努力してまいりますので、より一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

使用開始日 2020年10月2日

## 投資信託説明書(交付目論見書)

7785-⑦

# シュロダー 中東／北アフリカ・ファンド

愛称「MENA(ミーナ)」

追加型投信／海外／株式



### 委託会社 [ ファンドの運用の指図を行う者 ]

#### シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

設立:1991年12月20日

資本金:4億9千万円(2020年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:約6,341億円(2020年3月末現在)

グループ会社全体の運用総額:5,002億英ポンド(約72兆円)  
(2019年12月末現在、1英ポンド=143.96円で換算)

照会先



インターネットホームページ  
<http://www.schroders.co.jp/>



電話番号  
03-5293-1323 [受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで]

### 受託会社 [ ファンドの財産の保管および管理を行う者 ]

#### 三井住友信託銀行株式会社

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は左記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。
- 請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# Schroders

シュロダー・インベストメント・マネジメント

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	アフリカ 中近東(中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行うシュロージャー中東／北アフリカ・ファンドの募集については、発行者であるシュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年6月5日に関東財務局長に提出し、2020年6月6日にその届出の効力が生じています。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

中東および北アフリカ (MENA) 地域の株式等に投資し、信託財産の長期的な成長を目的として積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

### ① 中東および北アフリカ (MENA) 地域<sup>\*1</sup>の株式等<sup>\*2</sup>を主要投資対象とします。

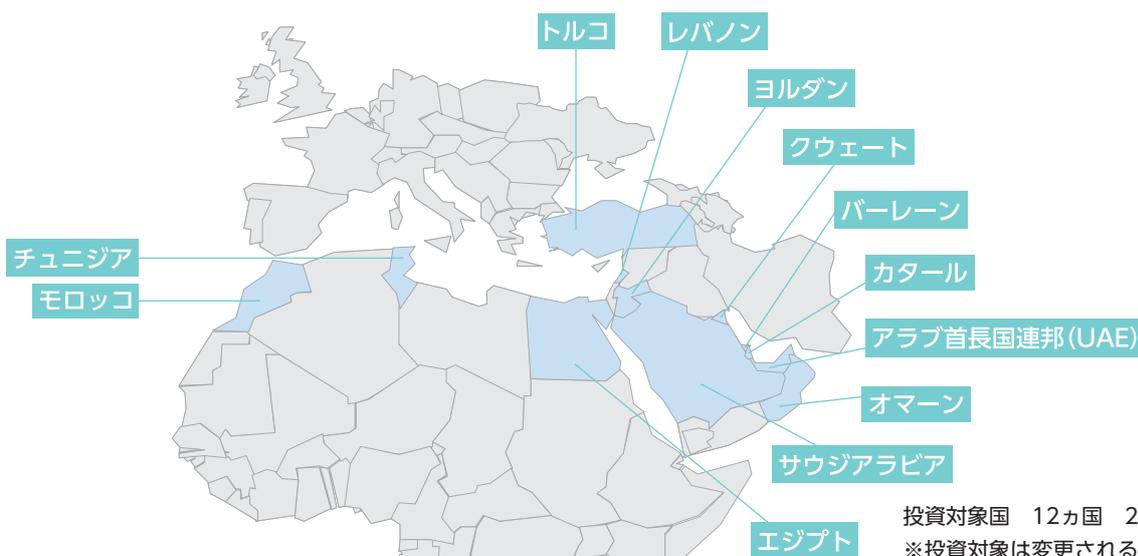
※ファンドは投資信託証券(以下「投資対象ファンド」という場合があります。)を通じて投資を行います。

\*1 「Middle East and North Africa 地域」の略で、産油国であるGCC(湾岸協力会議)6カ国(サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、バーレーン、カタール、オマーン)を中心とした中東・北アフリカ周辺国を指します。

\*2 株式等に直接投資を行うことが流動性や資産の効率性の観点から適当ではないと判断した際は、米国などの主要市場に上場されているDR(預託証券)や市場(カントリー)インデックスの動きに連動する有価証券等に投資を行う場合や、当該国(又は銘柄)に投資を行うことと同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等に投資を行う場合があります。また、中東・北アフリカ地域で設立または上場されている、もしくは同地域に本社所在地または主たる営業活動拠点がある企業の株式等に投資を行います。

### ② 投資にあたっては、中東および北アフリカ地域の株式等に投資する投資信託証券への投資比率を高位に保つことを基本とします。

※投資信託証券(投資対象ファンド)は、委託会社の判断により、変更することがあります。



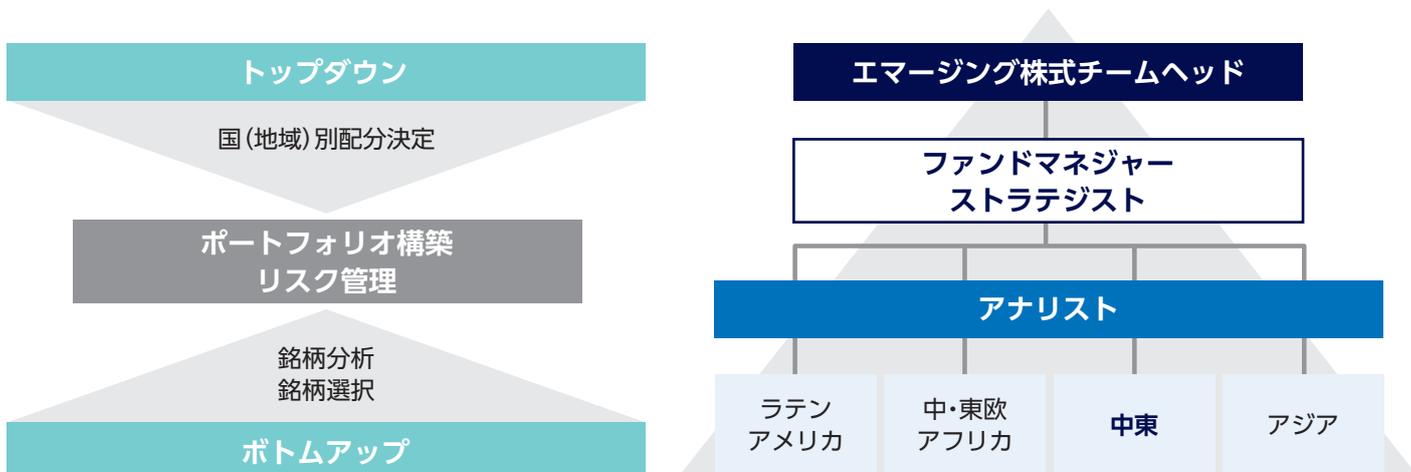
### ③ 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※上記①～②については、投資信託証券(投資対象ファンド)の内容を含みます。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 運用プロセス

- トップダウンによる国別の投資配分とボトムアップによる個別企業への投資判断の2つの観点から、規律あるリスク管理のもと、運用を行います。



※上記は投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド ミドル・イーストクラス」投資証券に係るシュロージャー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用プロセスです。

※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

## ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめて、複数の投資信託証券等に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ただし、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

### ■ 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)

主として中東および北アフリカ地域の株式等に投資する投資信託証券

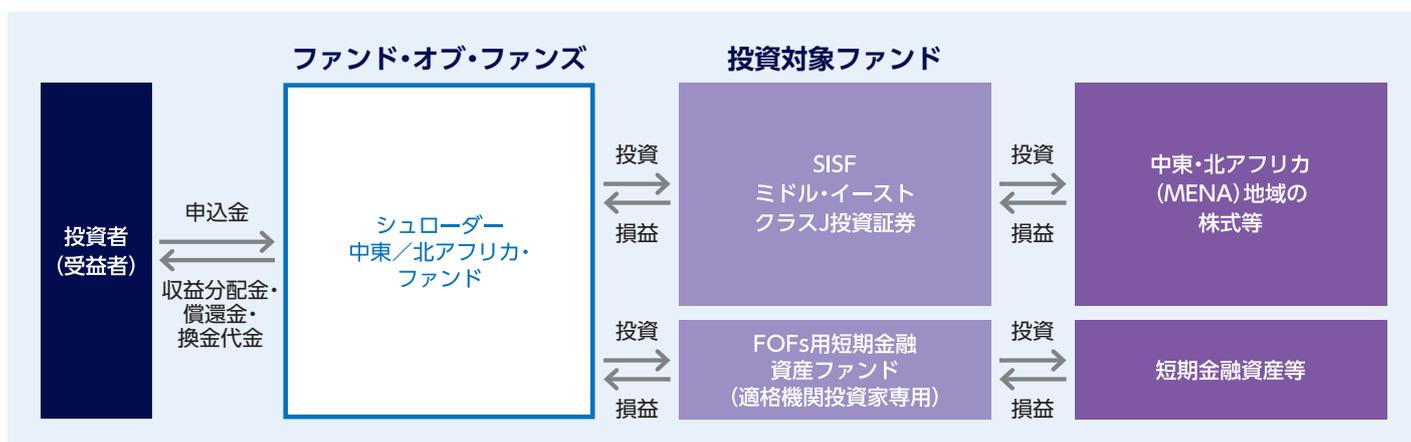
「シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド\* ミドル・イースト クラス」投資証券」

### ■ 投資比率が低位に保たれる投資信託証券

主として短期金融資産に投資する投資信託証券

「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」

\*「シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド」を以下「SISF」という場合があります。



※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

※本書において「直接投資」とは、ファンドが投資対象ファンドを介さずに行う投資をいいます。

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

## 分配方針

年2回の決算時(原則3月、9月の各5日。休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等により委託会社が決定します。  
なお、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。  
したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

### 組入株式の 価格変動リスク、 信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

### 為替変動リスク

実質的な組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

### カントリー リスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

### 流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### [繰上償還に関する留意事項]

主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還させることがあります。

### [現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

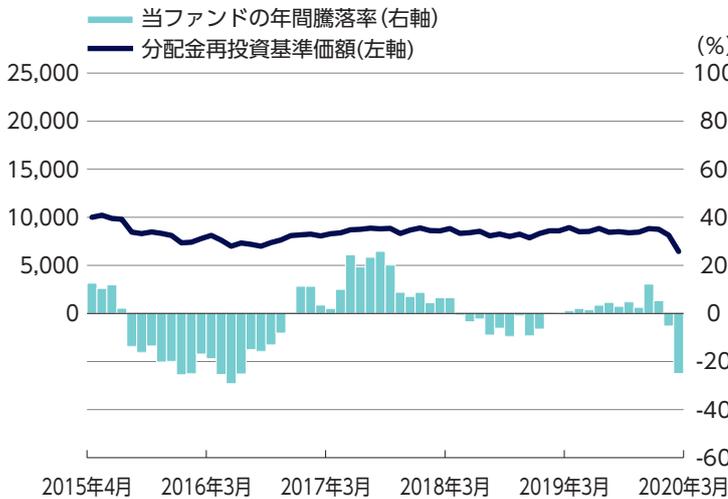
## リスクの管理体制

運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

## 参考情報

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2015年4月末～2020年3月末

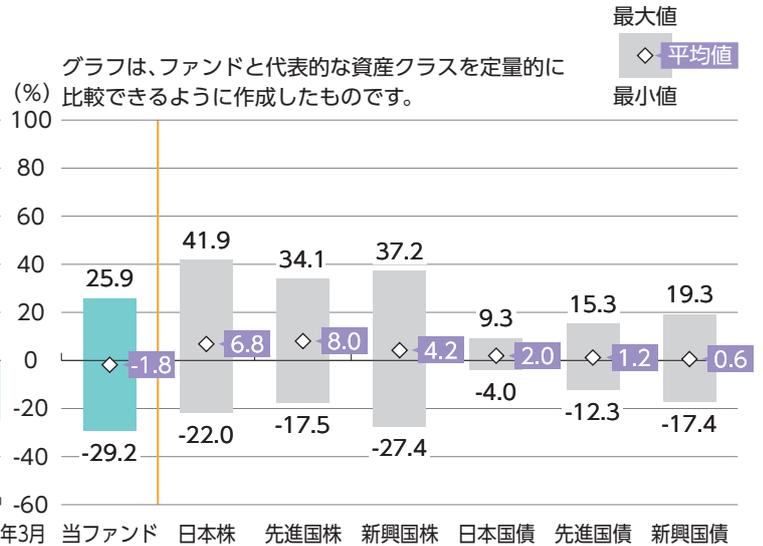


※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年4月末を10,000として指数化しております。  
 ※年間騰落率は、2015年4月から2020年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2015年4月末～2020年3月末



グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※2015年4月から2020年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 ※決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### 各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと (又は行わないこと) の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 基準価額・純資産の推移

### ■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移



基準価額	8,300円
純資産総額	334百万円

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日:2007年8月31日

## 分配の推移

### ■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2018年3月	2018年9月	2019年3月	2019年9月	2020年3月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

## 主要な資産の状況

### ■ 資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	SISFミドル・イースト	投資証券	98.59
2	FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	投資証券	0.00

### ■ 組入上位銘柄

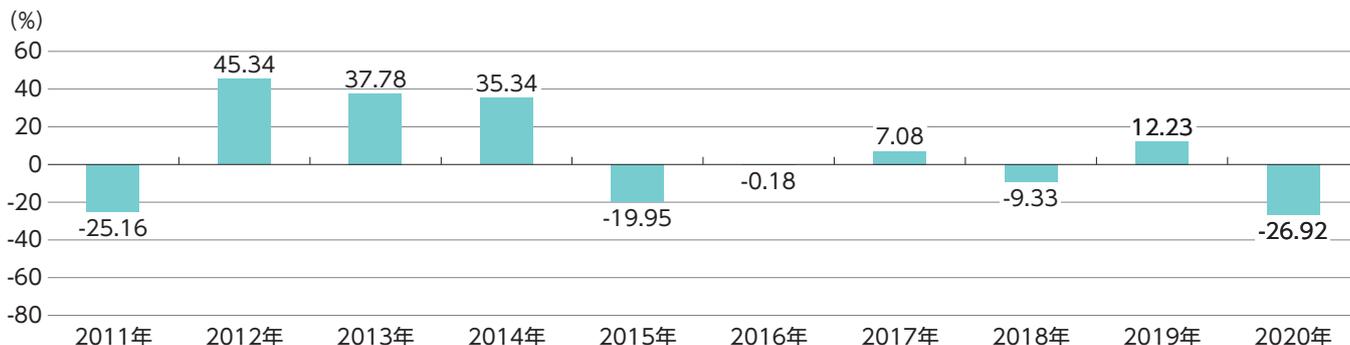
順位	銘柄	国/地域	業種	投資比率(%)
1	Mobile Telecommunications	クウェート	コミュニケーションサービス	7.21
2	Qatar Gas Transport	カタール	エネルギー	6.03
3	DP World	アラブ首長国連邦(UAE)	資本財・サービス	5.86
4	National Bank of Kuwait	クウェート	金融	5.65
5	Al Rajhi Bank	サウジアラビア	金融	4.77
6	Qatar National Bank	カタール	金融	4.27
7	Commercial Bank	カタール	金融	3.58
8	Ahli United Bank	バーレーン	金融	3.10
9	Emaar Properties	アラブ首長国連邦(UAE)	不動産	2.87
10	Ooredoo	カタール	コミュニケーションサービス	2.73

※国/地域、業種につきましては委託会社の分類に基づいて表記しております。

※組入上位銘柄は、ファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュロダー・インターナショナル・セレクトジョン・ファンド ミドル・イースト クラスJ投資証券」の組入状況です。

※組入上位銘柄の投資比率は同投資証券に対する純資産比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2020年は1月から3月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購 入 代 金	原則として購入申込日から起算して6営業日目までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2020年6月6日から2020年12月7日まで* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 *信託終了(繰上償還)となった場合、申込期間は2020年12月2日までとし、以後、申込期間の更新は行われません。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受け付けません。 ■国内の休業日 ■ルクセンブルク証券取引所の休業日 ■ルクセンブルクの銀行の休業日
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える換金の申込みは行えません。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けた各申込みの受け付けを取り消すことがあります。 *投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信 託 期 間	無期限(2007年8月31日設定)* *信託終了(繰上償還)となった場合、信託期間は2020年12月4日までとなります。
繰 上 償 還	受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年3月、9月の各5日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年2回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年3月および9月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。 ■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「MENA」として掲載されます。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に <b>3.30% (税抜3.00%)</b> を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	<b>ありません。</b>

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して<b>年率2.20% (税抜2.00%)</b>。                  運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。                  運用管理費用(信託報酬)の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。</p>				
	ファンドの純資産総額	500億円 未満の部分	500億円 以上の部分	役務の内容	
	配分 (年率/ 税抜)	委託会社	1.16%	1.11%	ファンドの運用、受託会社への指図 基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、 および受益者への情報提供資料の作成等
		販売会社	0.80%	0.85%	運用報告書等各種書類の交付、 口座内でのファンドの管理、および受益者への 情報提供等
		受託会社	0.04%	0.04%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
		投資対象ファンド (投資運用会社)	ありません。		—
		実質的な 運用管理費用 (信託報酬)	<b>年率2.20% (税抜2.00%)</b>		—
その他の費用・ 手数料	当ファンド	<p>法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等                  ファンドの純資産総額に対して<b>年率0.055% (税抜0.05%)</b>を上限とする額がファンドの                  計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末                  または信託終了のときにファンドから支払われます。</p>			
	投資対象ファンド	<p>組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等                  ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、                  事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用および監査法人等に支払うファンドの                  監査に係る費用等                  ファンドの純資産総額に対して<b>年率0.21%程度(実績値)</b>を上記の費用・手数料の精算                  にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。</p>			

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2020年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 投資対象ファンドの概要

2020年3月末現在における投資対象ファンドの概要です。

※投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

※今後、記載内容が変更となることがあります。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ミドル・イースト クラスJ 投資証券		
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／円建て		
主な投資対象	中東諸国の企業(地中海沿岸のエマージング市場および北アフリカの企業を含む)の株式および株式関連証券		
運用の基本方針および主な投資制限	<p>中東諸国の企業(地中海沿岸のエマージング市場および北アフリカの企業を含む)の株式および株式関連証券への投資を通じて、運用資産の成長を実現することを目指します。</p> <p>※欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に準拠して分散投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■地中海沿岸のエマージング市場および北アフリカ市場を含む中東諸国の企業の株式および株式関連証券への投資割合は純資産の2/3以上とします。</li> <li>■通常、30～70銘柄に投資します。</li> <li>■ファンドは、重大なESG(環境・社会・ガバナンス)の要素を参照して運用されます。従って企業価値に影響を与えるような気候変動、環境パフォーマンス(企業がどれだけ環境負荷を削減したかの指標)、労働水準、取締役会構成などの問題が企業のアセスメントにおいて考慮されます。</li> <li>■収益の追求、運用資産の価格下落リスクの抑制および資産の効率的な運用のため、デリバティブ取引を活用することがあります。</li> <li>■短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。</li> </ul>		
投資運用報酬	ありません。		
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.21%程度(実績値)を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。		
決算日	12月31日		
設定日	2007年9月3日		
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)エス・エイ	
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	
	保管会社	J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ	

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われることがあります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額(純資産価額)は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

ファンド名	FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)		
形態	国内籍投資信託		
主な投資対象	わが国の短期金融資産等(短期公社債および短期金融商品を含みます)		
運用の基本方針	主として、「短期金融資産 マザーファンド」への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債および短期金融商品を含みます)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。		
ファンドの関係法人	委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	
	受託銀行	三井住友信託銀行株式会社	

## シュローター・グループ

- 1804年の創業以来、**200年**を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- 英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- 運用資産総額は約**72兆円**\* (5,002億英ポンド)に上ります。
- **1870年**(明治3年)、日本政府が初めて起債した外債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅ー横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- **1974年**、東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

2019年12月末現在。\*1英ポンド=143.96円換算。

**Schroders**  
シュロダー・インベストメント・マネジメント